

松戸市高齢者補聴器購入費助成について

聴力の低下により、周囲の人々とのコミュニケーションが難しくなるなど、生活に支障が生じている高齢者の方々が、補聴器を利用され耳の聞こえが改善することで、生活の質が向上し、社会参加の意欲が高まります。松戸市では、住み慣れた地域で、いきいきと自分らしい生活が送れるよう、補聴器購入費の一部を助成します。

補聴器の購入費用の一部（上限30,000円）を助成します（要件あり）
（申請受付は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内）

対象者

次の要件をすべて満たしている方

- 補聴器購入日において、松戸市に住民票がある65歳以上の方
- **市民税非課税世帯**の方
- 耳鼻咽喉科を標榜する医師により、補聴器使用が必要と診断された証明がある方
- 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方（申請中の方も助成対象外）
- 過去にこの助成を受けていない方



- ※ 片耳、両耳問わず上限は30,000円
- ※ 申請件数が予算上限に達した場合は、受付を終了します。

補聴器販売店様

購入時に関するお願い

- 上記の補聴器購入費用助成の要件を満たした方、またはその可能性がある方が、補聴器を購入する場合は、領収書の作成をお願いいたします。

購入日、購入者氏名、品名・型番、金額、事業所名・事業所印が入っているもの

※助成対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみです。（集音器・付属品購入費、修理費用やメンテナンス費用は対象外です）

購入後に関するお願い

- 補聴器購入後に、「補聴器が合わない」と、慣れる前に補聴器の装着をやめてしまう方がいることから、メンテナンスや調整の相談などのご対応をお願いします。
 - 購入時には、補聴器は購入後も調整が必要で、すぐに聞こえるようになるわけではないなど、補聴器装着の注意点についてもお伝えください。
- ※ 松戸市では、補聴器が必要と医師から診断を受けた方が、購入後も継続して補聴器を使用することで、生活の質が向上し、社会参加の機会が維持・増加できることを目的とした聞こえの支援体制を構築しています。

申請までの流れ

補聴器の購入費用の一部（上限30,000円）を助成します

1 市に相談

申請書（2種）を入手

- 松戸市高齢者補聴器購入費助成申請書兼請求書（様式第1号）
 - 耳鼻咽喉科を標榜する医師の証明書（様式第2号）
- 市ホームページからダウンロード、または、市担当課で受取る。

3 耳鼻咽喉科を受診・検査

「耳鼻咽喉科を標榜する医師の証明書（様式第2号）」を持参の上受診し、医師に証明書の作成を依頼（文書料は自己負担）する。

4 補聴器を購入

補聴器販売店で補聴器を購入し、「領収書及び納品書等※」を受取る。
※「領収書」は、購入日、購入者氏名、品名・型番、金額、事業所名・事業所印の入っているもの

5 必要な書類をそろえて申請（郵送可）

次の書類を添えて、下記申請先へ提出。**申請受付は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内。**

- 松戸市高齢者補聴器購入費助成申請書兼請求書（様式第1号）
- 耳鼻咽喉科を標榜する医師の証明書（様式第2号）
- 医療機器認定を取得した補聴器の領収書※写し可
- ※必要な方のみ 市区町村民非課税証明書

6 決定通知、助成費用のお振込み

申請書の確認後、高齢者支援課から決定通知を送付し、その後ご指定の口座にお振込みいたします。

補聴器の購入店舗について

補聴器は、医療機器認定を受けている補聴器の取扱いがあり、見積書・領収書の作成をしていただける店舗であれば、市内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。

但し、インターネットで購入した場合は助成の対象外となります。

※本助成制度に該当せず、医療費控除の申請を検討している方が来所された場合は、補聴器相談医の受診が必要である旨をお伝えいただき、詳細は国税庁のホームページまたはお近くの税務署をご案内下さい。



参照) 「補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて（情報）」 → 「国税庁ホームページ」

お問い合わせ
申請先

高齢者支援課

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5
電話 047-366-7346